

## ○藤井寺市環境保全基本条例

昭和58年3月25日条例第9号

## 藤井寺市環境保全基本条例

私たちの町藤井寺は、古市古墳群の中心に位置し、豊かな自然に恵まれ、経済、文化、町づくり等において先駆的な役割を果たしてきた。

太古の昔、人々は、この地に生活の礎を築き、悠久たる歴史的営みを繰り返してきた。それらは、歴史的遺産として今にその姿を伝えている。

このような歴史的遺産及び自然的環境は、市民の誇りであり、貴重な国民的資産として守っていかねばならない。そして、美しい自然と良好な環境を次代に伝えることは、現代に生きる私たちの責務である。

しかしながら、近年の急激な都市化と自動車文明の進展により、私たちを取り巻く生活環境は、著しく変化し、良好な環境を維持することが極めて困難となっている。

そのため、本市では、これからの市の将来像を「緑とゆとり、健康で人間性あふれるまちづくり」と定め、あらゆる施策を通じて良好な環境の実現を目指そうとしている。こうした取組は、市長、事業者及び市民が一体となってそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力を尽してその実現を図っていかねば、到底実現できるものではない。

ここに、私たちの子孫に伝え残すべき環境を生活環境、自然環境及び教育・文化環境の総合的なものととらえ、私たち一人一人がそれぞれの環境を積極的に保全し、より良く創造していかねばならないことを決意し、次の基本理念に従い良好な環境を確保するため、この条例を制定する。

第1 自然と人間との健全な調和を図りつつ、市民の健康で文化的な生活を確保すべきこと。

第2 すべての市民が有する健康で文化的な生活を営む権利は、市長、事業者及び市民が互いにこれを尊重し、それぞれの責務の中で、あらゆる力を尽してその実現を図るべきこと。

第3 良好な環境は、市民がその重要性を認識するとともに、現在の市民から将来の市民へ継承されるべきこと。

## (目的)

第1条 この条例は、市民の良好な環境の確保に関し基本的な事項を定めることにより、その総合的推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。

## (市長の責務)

第3条 市長は、すべての施策を通じて良好な環境が確保され、これが阻害されることのないように努めるとともに、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

## (事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例の趣旨を理解し、良好な環境を確保するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する良好な環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## (市民の責務)

第5条 市民は、この条例の趣旨を理解し、日常生活において、互いにその良好な環境を損なうことのないように心がけるとともに、市長が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

## (良好な環境の確保に関する基本的施策)

第6条 市長は、第3条の規定に基づき、次に掲げる事項についての施策を策定するものとする。

- (1) 青少年の有害環境からの保護に関すること。
- (2) 土地の開発行為の規制等環境の破壊防止に関すること。
- (3) 緑化の推進に関すること。
- (4) 公害の防止に関すること。

- (5) 自動車の管理及び交通安全に関すること。
- (6) 放置自転車対策に関すること。
- (7) 廃棄物の処理及び不法投棄の禁止並びに公共の場所の清潔保持に関すること。
- (8) 空き地、ため池等の管理に関すること。
- (9) 歴史的遺産の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関し必要なこと。

(環境保全審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、藤井寺市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国等への措置要請)

第8条 市長は、良好な環境を確保するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策等について必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)